

浄化槽使用料 改定（案）説明資料

1. 使用料算定の基本原則

2. 受益者負担の原則に基づく使用者が負担すべき経費

【参考 3-1】使用者負担と考えられる経費の範囲のイメージ

3. 改定案の考え方

【参考 3-2】浄化槽事業における使用料対象経費

4. 使用料改定案

【参考 3-3】改定後（改定率 7.5%）の使用料対象経費回収状況

【参考 3-4】浄化槽使用料改定案及び改定率一覧

【参考 3-5】事業所等の浄化槽使用料改定案及び改定率一覧

平成 30 年 9 月

八代市 建設部 下水道総務課

1. 使用料算定の基本原則

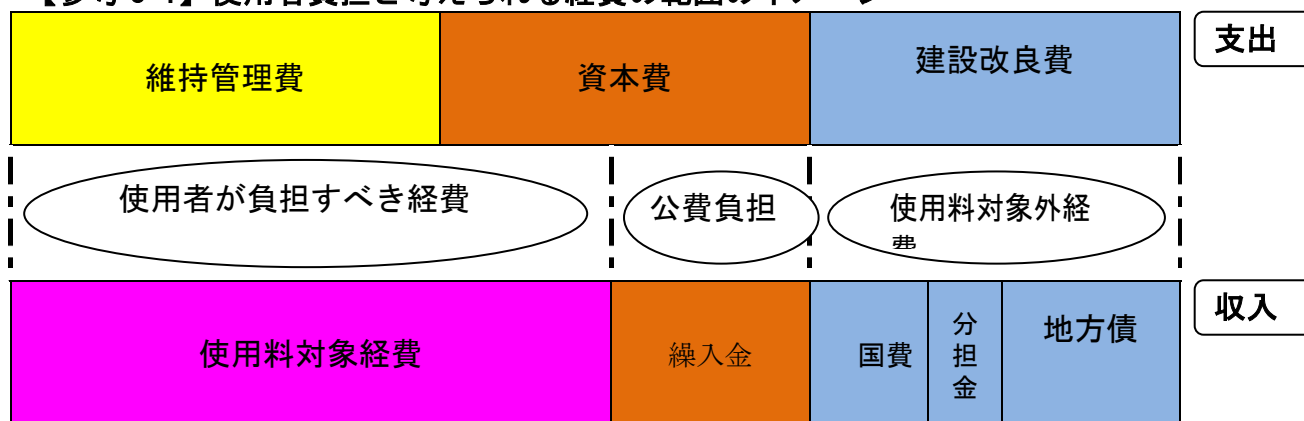
公共料金設定の基本事項としては、サービス等を受けた者が自分の利用した量に応じて、その原価に見合った額を支払う**受益者負担の原則**（一般的に公費負担分を除いた額）があります。一方、事業の経営に関しては、経営にかかる費用を自らの収入で賄い、外部から補助を受けずに経営を行う**独立採算制の原則**があげられます。このため、公共料金はサービスの提供に必要な原価を賄うだけの収入が得られるような水準（民間事業が行なう公共サービスは利益も追求）に決める仕組みとされています。

また、八代市行政改革大綱（平成 18 年 11 月策定）において、「使用料及び手数料等については、受益者負担の適正化の観点から見直しを検討する。」との方針が示されています。八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計は、これらの観点に基づき、事業経営に取り組むべきと考えております。

2. 受益者負担の原則に基づく使用者が負担すべき経費

使用者が負担すべき経費の範囲は、【参考 3-1】で示しているとおり、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査等に要する経費の**維持管理費**と、浄化槽整備に要した地方債、即ち借金の元金と利子の償還金のうち公費で負担すべき部分を除いた**資本費**の一部となります。

【参考 3-1】使用者負担と考えられる経費の範囲のイメージ



3. 改定の考え方

(1) 改定の必要性

浄化槽条例に規定する内容は、市町村合併時に旧 2 村が実施していた事業を整理統合できないまま新市に引継いだものを、平成 22 年度に使用料体系の統一及び使用料の改定について本審議会に諮問したところ、使用料は人槽制によるものとし、使用料改定率は平均 37% との答申を受け、激変緩和のため、23 年度から 26 年度まで段階的に使用料の改定を行い、さらにその 4 年後の平成 26 年度に使用料の改定について本審議会に諮問したところ、使用料改定率は平均 7.9% との答申を受け使用料を改定（平成 27 年度一般世帯緩和措置あり）してきたところです。

しかしながら、現行の使用料体系では、【参考 3-2】のとおり、使用料回収率が 85%（平成 29 年度決算）に留まっており、不足分については、一般会計からの繰入金により補填しています。

また、個人設置型事業において、浄化槽維持管理費は全て個人負担であることから事業間での不公平が生じています。

以上のことから、個人設置と市町村設置の浄化槽使用者間の負担の公平性を図り安定的に事業を経営するには、適正な使用料設定による経費の回収が必要不可欠であり、一般会計からの繰入金削減を図っていくには、受益者負担の原則に基づき使用者が負担すべき経費について、100%、使用料にて回収できるよう改定する必要があります。

【参考 3-2】 浄化槽事業における使用料対象経費（平成 29 年度決算ベース）

維持管理費 27, 198		資本費 8, 693		建設改良費 2, 942		
(歳出内訳)						
保守点検清掃料：24, 659 千円 法定検査手数料：1, 594 千円 印刷・郵便代等：945 千円		○起債償還 元金：7, 142 千円 利子：1, 551 千円		工事費：2, 840 千円 事務用品：102 千円		
使用者が負担すべき経費		公費負担		使用料対象外経費		
使用料対象経費 29, 860		繰入金（基準内） 6, 031		一財 542	分担金 300	地方債 2, 100
(財源内訳)						
使用料対象経費 29, 860 千円						
維持管理費 27, 198		資本費 2, 662		使用料回収率=使用料収入/使用料対象経費 =25,511 千円/29,860 千円 = <u>85%</u>		
使用料収入 25, 511		収入不足 4, 349				

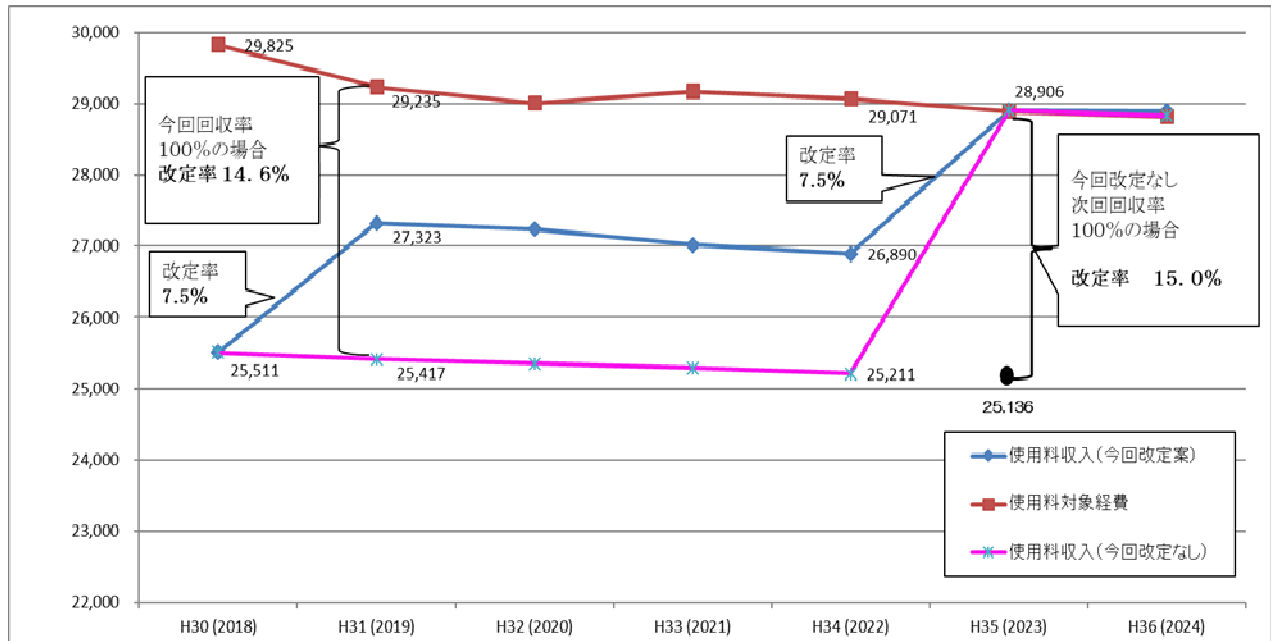
4. 使用料改定案

(1) 改定率

使用料回収率を2回の改定により100%とする試算

使用料回収率を100%に設定すると、14.6%の改定が必要となり、使用料が著しく高額となるため、市民生活に与える影響が大きくなります。

そこで、公共下水道使用料及び農業集落排水使用料との統一を図り、次回(2023年度【平成35年度】予定)を含めた2回の改定で、使用料回収率を100%にするという内容を踏まえて試算を行いました。その結果、次回のみで使用料回収率を100%に設定した場合、地域人口の減少による使用料収入の低下により、15.0%の改定が見込まれるため、段階的に2回に分けて、今回、平均改定率7.5%の改定を行うものです。



【参考 3-3】改定後(改定率 7.5%)の使用料対象経費回収状況

(平成 31 年度決算見込みベース)

使用料対象経費 29,235 千円

維持管理費 26,895	資本費 2,340
使用料収入 25,417	収入不足 3,818

平均改定率 7.5%
 $25,417 \times 1.075 = 27,323$

使用料対象経費 29,235 千円

使用料収入 27,323	収入不足 1,912
-----------------	---------------

$$\begin{aligned} \text{使用料回収率} &= \text{使用料収入} / \text{使用料対象経費} \\ &= 25,417 \text{ 千円} / 29,235 \text{ 千円} \\ &= \underline{86\%} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{使用料回収率} &= \text{使用料収入} / \text{使用料対象経費} \\ &= 27,323 \text{ 千円} / 29,235 \text{ 千円} \\ &= \underline{93\%} \end{aligned}$$

使用料改定案による試算結果

- ① 赤字補填である一般会計からの繰入金が 1,906 千円削減されます。
- ② 使用料回収率が 86% から 93% となり、独立採算の原則に近づきます。

(2) 改定時期

平成 31 年 4 月 1 日施行

【参考 3-4】浄化槽使用料改定案および改定率一覧

※改定率＝（改定案－現行月額）／現行月額×100

人槽 区分	世帯 員数	現行使用料	改定案	差額	改定率
5	0	3,450	3,710	260	7.5%
	1	3,850	4,140	290	7.5%
	2	4,250	4,570	320	7.5%
	3	4,650	5,000	350	7.5%
	4	5,040	5,420	380	7.5%
	5	5,430	5,840	410	7.6%
	6 以上	5,820	6,260	440	7.6%
6	0	3,540	3,810	270	7.6%
	1	3,940	4,240	300	7.6%
	2	4,340	4,670	330	7.6%
	3	4,740	5,100	360	7.6%
	4	5,130	5,520	390	7.6%
	5	5,520	5,930	410	7.4%
	6 以上	5,910	6,350	440	7.4%
7	0	3,630	3,900	270	7.4%
	1	4,030	4,330	300	7.4%
	2	4,430	4,760	330	7.4%
	3	4,830	5,190	360	7.5%
	4	5,220	5,610	390	7.5%
	5	5,610	6,030	420	7.5%
	6 以上	6,000	6,450	450	7.5%
8	0	3,900	4,190	290	7.4%
	1	4,300	4,620	320	7.4%
	2	4,700	5,050	350	7.4%
	3	5,100	5,480	380	7.5%
	4	5,490	5,900	410	7.5%
	5	5,880	6,320	440	7.5%
	6 以上	6,270	6,740	470	7.5%
10	0	4,270	4,590	320	7.5%
	1	4,670	5,020	350	7.5%
	2	5,070	5,450	380	7.5%
	3	5,470	5,880	410	7.5%
	4	5,860	6,300	440	7.5%
	5	6,250	6,720	470	7.5%
	6 以上	6,640	7,140	500	7.5%

〈平均〉

現行平均使用料（円）	改定案平均使用料（円）	平均改定率
4, 6 6 0. 6	5, 0 1 0. 0	7. 5%

【参考 3-5】事業所等の浄化槽使用料改定案及び改定率一覧

※改定率＝（改定案－現行月額）／現行月額×100

人槽区分	現行使用料	改定案	差額	改定率
5	4, 650	5, 000	350	7. 5%
6	4, 740	5, 100	360	7. 6%
7	4, 830	5, 190	360	7. 5%
8	5, 100	5, 480	380	7. 5%
10	5, 470	5, 880	410	7. 5%
11～15	8, 750	9, 410	660	7. 5%
16～20	10, 250	11, 020	770	7. 5%
21～25	13, 870	14, 910	1, 040	7. 5%
26～30	16, 370	17, 600	1, 230	7. 5%
31～35	18, 450	19, 830	1, 380	7. 5%
36～40	20, 540	22, 080	1, 540	7. 5%
41～45	21, 490	23, 100	1, 610	7. 5%
46～50	25, 540	27, 460	1, 920	7. 5%
60	30, 090	32, 350	2, 260	7. 5%